こと（以下､応募者を構成する企業のうち､基本協定の締結後に事業者に出資を行う者を「構成員」､出資を行わない者を「協力企業」という｡)｡

なお、事業者の株主は次のア及びイの要件を満たすこと。

ア　構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有し、かつ、構成員以外の株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

イ　事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、支出負担行為担当官　中国地方整備局長　中﨑　　剛及び支出負担行為担当官　中国財務局総務部長　村上　佳子（以下、総称して「国」という。）の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

③　構成員の中から応募者を代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続きを行うこと。

④　応募に当たり、応募者を構成する企業それぞれが、次のアからオまでのいずれかの業務に携わることを明らかにすること。なお、同一の者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担すること、各業務を複数の者が共同で実施することは差し支えない。ただし、工事監理業務を実施する者は、建設業務を実施する者と同一の者又は相互に資本若しくは人事面において関連のある者であってはならない。

ア　設計業務
イ　建設業務
ウ　工事監理業務
エ　維持管理業務
オ　運営業務

⑤　応募者を構成する企業の変更は認めない。

ただし、第二次審査資料の提出期限の日までの期間に限り、応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、その事情を検討のうえ国が認めた場合はこの限りではない。

⑥　応募者を構成する企業のいずれかが、他の応募者を構成する企業でないこと。

⑦　応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。

⑧　上記④における「資本若しくは人事面において関連のある者」及び上記⑦における「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(A)　子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。(B)において同じ。）の関係にある場合

(B)　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

(A)　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ａ．株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a)　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b)　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c)　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

(d)　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ｂ．会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ｃ．会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ｄ．組合の理事

ｅ．その他業務を執行する者であって、ａ．からｄ．までに掲げる者に準ずる者

(B)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(C)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記アヌはイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑵　応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　ＰＦＩ法第９条に定める欠格事由に該当しない者であること。

③　１⑷①及び②に掲げる業務に対応した予決令第72条の認定等を受けている者であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定を受けていること。）。

④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記③の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていない者であること。また､「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑥　中国地方整備局が本事業に関する検討を委託（再委託企業を含む）したPwCアドバイザリー合同会社、株式会社日総建、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業、株式会社佐藤設計、一般社団法人広島県環境保健協会､竹澤建築設計工房､株式会社富士設計、ＤＸアンテナ株式会社と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑦　中国地方整備局内に設置した「広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業有識者等委員会」の委員が属する企業又はその企業と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑧　上記⑥及び⑦において､「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、⑴⑧に同じ。

⑨　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。